

公衆トイレのアップグレードプロジェクト業務委託 仕様書

1 事業名

公衆トイレのアップグレードプロジェクト業務委託

2 履行場所

京都市公衆トイレ内（別紙のとおり）

3 委託期間

契約締結の日から令和8年10月31日まで

4 委託内容

（1）業務目的

観光客の増加や長寿社会の進展等の社会情勢の変化に対応するとともに、子育て環境の充実に必要がある。そのため、子育て世帯や高齢者、障害のある方のトイレの利用環境の向上に資する設備を整備することにより、トイレ環境の更なるアップグレードを実施する。

（2）業務項目

以下の設備を別紙の箇所において設置するものとする。

ア ベビーチェア 47台

イ おむつ交換台 4台

ウ オストメイト用設備 13台

（3）性能、品質

ア ベビーチェア

(ア) コンビウィズ株式会社C o m b i ベビーキープ・スリムF 6 2 と同等以上の製品とすること。

(イ) 折りたたみ可能な製品とすること。

(ウ) 設備干渉可能性がある箇所は、折り畳み時の奥行 100mm 以下の製品とし、安全性に配慮し背クッションがついているものとする。

イ おむつ交換台

コンビウィズ株式会社C o m b i 縦型おむつ交換台スマートホールド又はC o m b i 横型おむつ交換台O K 2 1 F と同等以上の製品とすること。

ウ オストメイト用設備

T O T O株式会社 コンパクトオストメイトパック（電気温水器付）と同等以上の製品とすること。

※上記ア～ウの設備については、設置後の製品保証期間が最低1年以上であること。

(4) 設備の設置

ア 新たな設備を設置するに当たり、既存のベビーチェア等のトイレ内の設備等に干渉する可能性がある場合については、移設等の提案を行うこと。

イ 設備の設置、既存設備の移設等に係る経費については、契約金額に含むものとする。

(5) 受注者負担

ア 業務遂行上に必要な工具、物品及び安全用具は全て受注者の負担とする。

イ 本業務の履行に当たり、受注者の責において生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、全て受注者の負担とする。

(6) 提出書類

ア 受注者は、受注者確定日から20日以内に次の書類を発注者に提出し、製品の適正審査を受けること。

(ア) 提案レイアウト図面（CADデータ含む）

(イ) 工程表

(ウ) 各設備のカatalog 1部

イ 受注者は、業務完了後30日以内に次の書類を提出すると。

(ア) 完了報告書

(イ) 請求書

5 支払方法

発注者は、業務等終了後、受注者からの請求書に基づき、30日以内に当該請求金額を支払う。

6 遵守事項

(1) 受注者は、本業務の履行に当たり、本仕様書、発注者の契約規定その他諸法規を遵守するとともに、発注者と十分に連絡を取り合い、必要な承認を得なければならない。

(2) 受注者は、本業務の履行を通じて知り得た事項を発注者の承認を得ず、他へ漏らしてはならない。

7 契約の解除

契約後において、本仕様書における業務の不履行がある場合、発注者は本契約を解除することができる。また、受注者の責により発注者の業務に重大な支障が発生した場合、発注者は本契約を即時解除することができる。

8 その他

本仕様書に記載のない事項は発注者と協議のうえ決定すること。